

横浜市立元街小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

②いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、「かしこく やさしく たくましく 未来をつくる元街っ子」という元街小学校が目指す児童像の実現のための健やかな成長への阻害要因になるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そこで、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校では、いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であることを念頭におき、「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対処・措置」の3つの視点から具体的な取組を推進していきます。

- (1) 元街小学校の歴史と伝統の中で培われた学校風土、地域との関係を大切にします。また、自己肯定感、自己有用感の醸成を大切にした学級経営や授業改善を行います。学校生活全体を通して適切な人間関係の確立を目指します。いじめについて子ども自身が主体的に考え、児童会等を活用し、「いじめをしない、させない、ゆるさない」子ども社会の実現に努めます。
- (2) 校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、許さない体制を組織的につくります。全職員でいじめ防止や人権意識を高めます。
- (3) さまざまな機会を活用し、児童、保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めます。関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。

元街小学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の具現化により、いじめの問題への対策を学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら元街小学校および地域全体で進め、法律で規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は原則として次の者とします。
学校長、副校長、児童支援専任、教務主任、主幹教諭、養護教諭、学年主任、
特別支援コーディネーター、児童指導部会担当教諭

いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係する教職員を加えます。
また、校長は必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクー
ルソーシャルワーカー等）の参加を求めます。

②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回以上、定期的を開催します。また、いじ
めの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作
成・保管し、進捗の管理を行います。

③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切
な対処・措置のいじめ事案のすべてを担当や一部の教職員で抱え込むことなく組織的
かつ実効的に対応するための中核を担います。

また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集や記
録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携を図ります。

具体的には、次のような取組を行います。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置。（担任等→児童支援専任）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題
行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童
に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであ
るか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、
対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校
内研修の企画と計画的な実施。
- ・横浜市立元街小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能して
いるかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクル
の実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・豊かな心を育成するために授業改善に努めます。
- ・学校生活全体や体験活動を通して、思いやりの心、自己有用感を育てます。
- ・人権週間の取組や道徳、特別活動、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を通して社会規範の育成、豊かな人間関係・集団づくり、自分を振り返る力を高めます。
- ・児童会活動の中で、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組が自主的に行えるように支援します。
- ・定期的に教職員の児童理解研修や人権研修を行い人権感覚と指導力を高めます。

②いじめの早期発見

- ・児童支援専任を核として、各担任、級外教諭、学校職員がいじめに対するアンテナを高く張って、日常的に点検していきます。
- ・年2回の全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン5月と12月）や、教育相談週間（5月・12月）を実施し、いじめに対する情報収集を行います。
- ・保護者個人面談の中でも、いじめに対する情報収集を行います。
- ・情報は複数教員で共有し、対応事案については、学年、「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- ・担任は、児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境をつくります。
- ・担任だけでなく学年や専科、児童支援専任、養護教諭等で協力体制をとって、問題解決の手段を探り、対応していきます。
- ・特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の教育相談を充実させます。

③いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめの疑いがあった段階で児童支援専任を核として複数の教職員で対応します。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は24時間以内に「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校組織での対応、問題解決に向けてのプロセスや教職員の役割を明確にしていきます。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害、被害の状況を踏まえ、配慮が必要と判断される場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に対応します。同時に、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導は適切かつ継続的に行います。いじめの疑いがあった段階で重大な状況、または犯罪性が予想される場合や認められる場合は、警察や関連機関への相談、支援要請を行います。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

しかし、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり

得ることを踏まえ、いじめの被害児童・加害児童について学級担任や学年職員が中心となり、注意深く見守っていきます。また、3か月を目安に、学級担任が被害児童と保護者に、安心して学校生活を送れているかを確認します。

⑤教職員等への研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、年間計画をもとに校内研修を実施します。教育委員会主催の児童理解研修にも積極的に参加します。

⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「港中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を、個人情報配慮した上で保護者、地域と共有し、幅広いご意見をいただく等連携・協働して取り組みます。

⑦取組の年間計画

	取組内容	取組内容（年間）
4月	・いじめ防止基本方針（いじめの定義）の共通理解 ・児童指導情報の引き継ぎの確認 ・地域訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳、各教科等の授業で、安心安全な学校生活の推進 ・子ども一人ひとりの状況に応じた指導と支援 ・学校いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時） →いじめの認知、支援方針の決定 ・中区児童支援・生徒指導専任による情報交換 ・学校カウンセラーによる教育相談
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート） ・教育相談週間の実施 ・保護者面談の実施	
6月	・学校説明会 ・学校運営協議会報告	
7月	・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） ・YP アセスメント（1回目）の実施	
8月	・児童理解研修（YP アセスメントの活用） ・横浜子ども会議（中区） ・危機管理研修	
9月	・横浜子ども会議代表児童報告	
10月	・学校運営協議会報告 ・保護者面談の実施	
11月	・YP アセスメント（2回目）の実施	
12月	・「いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」の実施（無記名式アンケート） ・教育相談週間の実施 ・人権週間の取組 ・いじめ防止月間の取組 ・保護者面談	
1月	・学校生活アンケートの実施	
2月	・新年度への引継ぎ（幼稚園、保育園） ・学校運営協議会報告	
3月	・新年度への引継ぎ（中学校） ・児童指導情報の整理と引き継ぎ ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・年度の振り返り	

4 重大事態への対処

・重大事態への定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

・発生の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。また、調査において明らかになった事実についても教育委員会に報告します。

学校は重大事態への対処及び同種の自体の発生の防止に資するため「学校いじめ防止対策委員会」が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。

また、学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、児童のプライバシーに配慮する等関係者の個人情報に配慮し適切に提供します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。また、学校運営協議会等において意見をいただく機会を設けます。

必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

平成28年	3月20日	策定
平成28年	12月20日	改定
平成30年	2月28日	改定
令和5年	3月23日	改定
令和6年	3月25日	改定